

○山中温泉ぬくもり診療所条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 64 号

(設置)

第 1 条 加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成 17 年加賀市条例第 137 号)第 1 条に規定する病院事業により提供される医療のほか、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、山中温泉ぬくもり診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山中温泉ぬくもり診療所

位置 加賀市山中温泉上野町ル 15 番地 1

(事業)

第 3 条 診療所は、第 1 条の目的達成に必要と認められる事業を行う。

(指定管理者による管理)

第 4 条 診療所の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 患者の診療に関する業務
- (2) 診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、診療所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(診療日及び診療時間等)

第 6 条 診療所における外来患者の診療日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

2 前項の診療日における診療時間及び診療受付時間は、別表のとおりとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(病床数)

第 7 条 病床数は 19 床とする。

(利用料金の納入)

第 8 条 診療所において診療等を受け、又は診療所を利用した者は、指定管理者に診療所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

2 利用料金は、加賀市民病院使用料及び手数料条例加賀市病院事業使用料及び手数料条例(平成 17 年加賀市条例第 139 号)第 2 条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 9 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 11 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表(第 6 条関係)

診療時間及び診療受付時間

診療日	診療時間	診療受付時間
月曜日から 金曜日まで	午前 8 時 30 分から正午まで	午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで

山中温泉ぬくもり診療所について

1. 外来診療等

	月	火	水	木	金	土	日
小児科	○	○	●	○	○	●	※1
内科（※2）	○	○	○	○	○	●	
整形外科				○		●	
眼科					●(第3)		
耳鼻咽喉科				●			
リハビリテーション	○	○	○	○	○	●	

【凡例】 ○：午前・午後 ●：午前 ●：午後

2. 外来科別患者数

	平成 29 年度				平成 28 年度
	診療日数（日）	患者数（人）	一日平均患者数（人）	科別収入額（千円）	参考 一日平均患者数
内科	293	9,141	31	67,655	36
小児科	288	2,910	10	10,217	13
整形外科	98	3,713	38	17,932	39
耳鼻咽喉科	37	270	7	935	5
眼科	12	186	16	805	17
リハビリテーション	291	7,654	26	23,509	23
合 計	293	23,874	81	121,053	86

3. その他事業報告

①温泉プール利用状況について

	稼動日数（日）	利用者（人）	一日平均利用者数（人）	参考 平成 28 年度 一日平均 利用者数
プール療法	291	1,925	7	5
集団水中療法	216	1,402	6	6
児童デイサービス	243	692	3	4
合 計	291	4,019	14	10

②児童デイサービスの利用状況について

	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者（延べ件数）	1,785	1,958
登録者数	26 人	37 人

4. 収入

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み
外来診療収益	134,693	121,053
児童社会福祉収益	16,104	21,864
保健予防活動	11,055	10,284
その他収益	6,721	9,690
交付金・補助金等	7,149	7,892
合 計	175,722	170,783

5. 支出

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み
給与費	193,401	147,126
材料費	21,555	19,165
設備関係費	25,059	19,055
委託費	20,837	13,520
その他経費	26,338	27,840
合 計	287,190	226,706